

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年11月14日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器の出口補機冷却海水系配管において、海水(非放射性)の水漏れ(1秒に1滴、滴下)が認められたため、当該配管部を点検・修理。	GⅢ	
2	3号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(B)貝殻除去装置排水弁において、当該弁全閉にもかかわらず、流水音があり弁シート部から海水(非放射性)の漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
3	4号機	所内用圧縮空気系空気圧縮機(A)冷却水配管フローグラスにおいて、ガラス製のぞき窓から冷却水(非放射性)の滴下が認められたため冷却水隔離を行い滴下を止め、当該部分を点検・修理。	GⅢ	